第６号様式（第３条第１項、第４条及び第５条）　　　　　　　　　　　　 公共交通機関の施設用

適合状況一覧表

※この適合状況一覧表は、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表第８をもとに作成したものです。

施設の区分（　　　　　　　　　　 ）

↓対象となる整備項目にチェックをしてください。　「適合・不適合」、「あり・なし」はいずれかに○をしてください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備  項目 | チェック項目 | | | | |
| □　１ 移動等円滑化された経路 | (1)　公共用通路（公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、当該施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの（以下「移動等円滑化された経路」という。）を、乗降場ごとに１以上設けなければならない。 | | | 適合・不適合 |  |
| (2)　移動等円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、６の項に定める構造の傾斜路又は８の項に定める構造のエレベーターを設けなければならない。ただし、６の項に定める構造の傾斜路又は８の項に定める構造のエレベーターを設けることが地形上又は構造上困難な場合で９の項(2)に定める構造のエスカレーターを設けるときは、この限りでない。 | | | 高低差  あり・なし |  |
|  | [６の項に定める構造の傾斜路］ | | | |
| ６(1)　表面は、滑りにくい仕上げとすること。 | | 適合・不適合 |  |
| ６(2)　幅は、140㎝以上とすること。ただし、段に併設する場合は、100㎝以上とすることができる。 | | cm  併設する・しない |  |
| ６(3)　勾配は、12分の１以下とすること。 | | １／ |  |
| ６(4)　高低差が75㎝を超える傾斜路については、高さ75㎝以内ごとに長さ150㎝以上の平たんな部分を設けること。 | | 高低差　　　cm  適合・不適合 |  |
| ６(5)　傾斜路の始終端部には、長さ150㎝以上の平たんな部分を設けること。 | | 適合・不適合 |  |
| ６(6)　傾斜路の両側には、側壁又は高さ５㎝以上の立ち上がり部を設けること | | 適合・不適合 |  |
| ６(7)　必要に応じ、７の項に定める構造の手すりを設けること。 | | | |
|  | ［７の項に定める構造の手すり］ | | |
| ７(1)　高さ75㎝以上85㎝以下のものと高さ65㎝のものとを併設すること。 | 適合・不適合 |  |
| ７(2)　傾斜路の平たんな部分の手すりは、連続して設けること。 | 適合・不適合 |  |
| ７(3)　握りやすい形状とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ７(4)　手すりは、傾斜路の始終端部から高齢者、障害者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。 | 適合・不適合 |  |
| [８の項に定める構造のエレベーター] | | | |
| ８(1)　エレベーターを設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。 | | | |
|  | ア　かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ80cm以上とすること。 | cm |  |
| イ　かごの奥行きは135cm以上とし、かごの幅は140cm以上とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のものについては、この限りでない。 | 奥行き　　　cm |  |
| 幅　　　　　cm |  |
| ウ　かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。 | 適合・不適合 |  |
| エ　かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。 | 適合・不適合 |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  | オ　かご内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。 | 適合・不適合 |  |
| カ　かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。 | 適合・不適合 |  |
| キ　かご内及び乗降ロビーに設ける操作盤は、車いす使用者が利用しやすい位置に設け、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができるような構造とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ク　かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。 | 適合・不適合 |  |
| ケ　乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150cm以上とすること。 | 適合・不適合 |  |
| コ　乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。 | 適合・不適合 |  |
| サ　かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。 | 適合・不適合 |  |
| ８(2)　移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの台数並びにかごの幅及び奥行きは、当該公共交通機関の施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。 | | 適合・不適合 |  |
|  | ［９の項(2)に定める構造のエスカレーター］ | | | |
| ９(2)ア　(1)に定める構造とすること。 | | | |
|  | ［(1)に定める構造のエスカレーター］ |  |  |
|  | (1)ア　踏面及び床面は、滑りにくい仕上げとすること。 | 適合・不適合 |  |
| (1)イ　緊急時に操作しやすい非常停止装置を分かりやすい位置に設けること。 | 適合・不適合 |  |
| (1)ウ　くし板は、できるだけ薄くし、ステップ部分と区別しやすい色とすること。 | 適合・不適合 |  |
| (1)エ　ステップは、縁部分を識別しやすいように色で縁取りすること。 | 適合・不適合 |  |
| (1)オ　行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | ９(2)イ　車いす乗用ステップ付きエスカレーターとすること。 | | 適合・不適合 |  |
|  | ９(2)ウ　エスカレーターを操作する者を呼び出すための装置を設けること。 | | 適合・不適合 |  |
|  | ９(2)エ　上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。 | | 適合・不適合 |  |
| (3)　公共交通機関の施設に隣接しており、かつ、当該施設と一体的に利用される他の施設の６の項に定める構造の傾斜路又は８の項に定める構造のエレベーターを利用することにより高齢者、障害者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、(2)の規定によらないことができる。 | | | 適合・不適合 |  |
| (4)　公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化された経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。 | | | 適合・不適合 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | (5)　乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路（(6)において「乗継経路」という。）のうち(2)及び(3)並びに２の項(1)及び３の項(1)に規定する基準を満たすものを、乗降場ごとに１以上設けなければならない。 | | | | | 適合・不適合 |  |
|  | | (6)　主たる乗継経路と(2)及び(3)並びに２の項(1)及び３の項(1)に規定する基準を満たす乗継経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。 | | | | 適合・不適合 |  |
| (7)　線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある場合には、(1)の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化された経路をそれぞれ１以上設けなければならない。ただし、公共交通機関の施設の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該施設の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと市長が認める場合は、この限りでない。 | | | | 適合・不適合 |  |
| □　２ 出入口 | | (1)　 移動等円滑化された経路を構成する出入口は、次に掲げるものでなければならない。 | | | | | |
|  | ア　幅は、180㎝以上とすること。 | | | cm |  |
| イ　段を設けないこと。ただし、段を５の項に定める構造に準じたものとし、６の項に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。 | | | 段(高低差)  あり・なし |  |
|  | [５の項に定める構造］ | | | |
| ５(1)　幅は、130㎝以上とすること。 | | cm |  |
| ５(2)　階段の両側には、７の項に定める構造の手すりを設けること。 | | | |
|  | ［７の項に定める構造の手すり］ | | |
| ７(1)　高さ75㎝以上85㎝以下のものと高さ65㎝のものとを併設すること。 | 適合・不適合 |  |
| ７(2)　階段の踊場の手すりは、連続して設けること。 | 適合・不適合 |  |
| ７(3)　握りやすい形状とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ７(4)　手すりは、階段及び段並びに傾斜路の始終端部から高齢者、障害者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。 | 適合・不適合 |  |
| ５(3)　回り段を設けないこと。 | | 適合・不適合 |  |
| ５(4)　踏面は滑りにくい仕上げとし、段鼻には滑り止めを設けること。 | | 適合・不適合 |  |
| ５(5)　段鼻は、突き出さないようにし、踏面及び蹴上げと識別しやすい色とすること。 | | 適合・不適合 |  |
| ５(6)　蹴込板を設けること。 | | 適合・不適合 |  |
| [６の項に定める構造の傾斜路］ | | | |
| ６(1)　表面は、滑りにくい仕上げとすること。 | | 適合・不適合 |  |
| ６(2)　幅は、140㎝以上とすること。ただし、段に併設する場合は、100㎝以上とすることができる。 | | cm |  |
| ６(3)　勾配は、12分の１以下とすること。 | | １／ |  |
| ６(4)　高低差が75㎝を超える傾斜路については、高さ75㎝以内ごとに長さ150㎝以上の平たんな部分を設けること。 | | 適合・不適合 |  |
| ６(5)　傾斜路の始終端部には、長さ150㎝以上の平たんな部分を設けること。 | | 適合・不適合 |  |
| ６(6)　傾斜路の両側には、側壁又は高さ５㎝以上の立ち上がり部を設けること。 | | 適合・不適合 |  |
| ６(7)　必要に応じ、７の項に定める構造の手すりを設けること。 | | | |
|  | ［７の項に定める構造の手すり］ | | |
| ７(1)　高さ75㎝以上85㎝以下のものと高さ65㎝のものとを併設すること。 | 適合・不適合 |  |
| ７(2)　傾斜路の平たんな部分の手すりは、連続して設けること。 | 適合・不適合 |  |
| ７(3)　握りやすい形状とすること。 | 適合・不適合 |  |
|  | |  |  |  | ７(4)　手すりは、傾斜路の始終端部から高齢者、障害者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。 | 適合・不適合 |  |
| ウ　路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。 | | | 適合・不適合 |  |
| エ　戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 | | | 適合・不適合 |  |
| オ　出入口を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。 | | | 適合・不適合 |  |
| (2)　(1)に定める構造の出入口以外の出入口に段が生じる場合は、５の項に定める構造に準じたものにしなければならない。 | | | | | |
|  | ［５の項に定める構造］ | | | | |
| ５(1)　幅は、130㎝以上とすること。 | | | cm |  |
| ５(2)　階段の両側には、７の項に定める構造の手すりを設けること。 | | | | |
|  | ［７の項に定める構造の手すり］ | | | |
| ７(1)　高さ75㎝以上85㎝以下のものと高さ65㎝のものとを併設すること。 | | 適合・不適合 |  |
| ７(2)　階段の踊場の手すりは、連続して設けること。 | | 適合・不適合 |  |
| ７(3)　握りやすい形状とすること。 | | 適合・不適合 |  |
| ７(4)　手すりは、階段及び段の始終端部から高齢者、障害者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。 | | 適合・不適合 |  |
| ５(3)　回り段を設けないこと。 | | | 適合・不適合 |  |
| ５(4)　踏面は滑りにくい仕上げとし、段鼻には滑り止めを設けること。 | | | 適合・不適合 |  |
| ５(5)　段鼻は、突き出さないようにし、踏面及び蹴上げと識別しやすい色とすること。 | | | 適合・不適合 |  |
| ５(6)　蹴込板を設けること。 | | | 適合・不適合 |  |
| □　３ 通路 | | (1)　 移動等円滑化された経路を構成する通路は、次に掲げるものでなければならない。 | | | | | |
|  | ア　幅は、主要な通路にあっては180センチメートル以上とし、その他の通路にあっては140センチメートル以上とすること。 | | | 主要な通路  cm  その他の通路  cm |  |
| イ　段を設けないこと。ただし、段を５の項に定める構造に準じたものとし、６の項に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。 | | | 段(高低差)  あり・なし |  |
|  | ［５の項に定める構造］ | | | |
| ５(1)　幅は、130㎝以上とすること。 | | cm |  |
| ５(2)　階段の両側には、７の項に定める構造の手すりを設けること。 | | | |
|  | ［７の項に定める構造の手すり］ | | |
| ７(1)　高さ75㎝以上85㎝以下のものと高さ65㎝のものとを併設すること。 | 適合・不適合 |  |
| ７(2)　階段の踊場の手すりは、連続して設けること。 | 適合・不適合 |  |
| ７(3)　握りやすい形状とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ７(4)　手すりは、階段及び段の始終端部から高齢者、障害者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。 | 適合・不適合 |  |
| ５(3)　回り段を設けないこと。 | | 適合・不適合 |  |
| ５(4)　踏面は滑りにくい仕上げとし、段鼻には滑り止めを設けること。 | | 適合・不適合 |  |
| ５(5)　段鼻は、突き出さないようにし、踏面及び蹴上げと識別しやすい色とすること。 | | 適合・不適合 |  |
| ５(6)　蹴込板を設けること。 | | 適合・不適合 |  |
| ［６の項に定める構造の傾斜路］ | | | |
| ６(1)　表面は、滑りにくい仕上げとすること。 | | 適合・不適合 |  |
|  | |  |  | ６(2)　幅は、140㎝以上とすること。ただし、段に併設する場合は、100㎝以上とすることができる。 | | cm  併設する・しない |  |
| ６(3)　勾配は、12分の１以下とすること。 | | １／ |  |
| ６(4)　高低差が75㎝を超える傾斜路については、高さ75㎝以内ごとに長さ150㎝以上の平たんな部分を設けること。 | | 適合・不適合 |  |
| ６(5)　傾斜路の始終端部には、長さ150㎝以上の平たんな部分を設けること。 | | 適合・不適合 |  |
| ６(6)　傾斜路の両側には、側壁又は高さ５㎝以上の立ち上がり部を設けること。 | | 適合・不適合 |  |
| ６(7)　必要に応じ、７の項に定める構造の手すりを設けること。 | | | |
|  | ［７の項に定める構造の手すり］ | | |
| ７(1)　高さ75㎝以上85㎝以下のものと高さ65㎝のものとを併設すること。 | 適合・不適合 |  |
| ７(2)　傾斜路の平たんな部分の手すりは、連続して設けること。 | 適合・不適合 |  |
| ７(3)　握りやすい形状とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ７(4)　手すりは、傾斜路の始終端部から高齢者、障害者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。 | 適合・不適合 |  |
| ウ　床面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。 | | | 適合・不適合 |  |
| エ　壁面及び柱面の看板及び設置物は、突き出さないようにすること。やむを得ず突き出す場合は、面を取るなどの措置をとること。 | | | 適合・不適合 |  |
| (2)　(1)に定める構造の通路以外の通路に段が生じる場合は、５の項に定める構造に準じたものにしなければならない。 | | | | | |
|  | ［５の項に定める構造］ | | | | |
| ５(1)　幅は、130㎝以上とすること。 | | | cm |  |
| ５(2)　階段の両側には、７の項に定める構造の手すりを設けること。 | | | | |
|  | ［７の項に定める構造の手すり］ | | | |
| ７(1)　高さ75㎝以上85㎝以下のものと高さ65㎝のものとを併設すること。 | | 適合・不適合 |  |
| ７(2)　階段の踊場の手すりは、連続して設けること。 | | 適合・不適合 |  |
| ７(3)　握りやすい形状とすること。 | | 適合・不適合 |  |
| ７(4)　手すりは、階段及び段の始終端部から高齢者、障害者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。 | | 適合・不適合 |  |
| ５(3)　回り段を設けないこと。 | | | 適合・不適合 |  |
| ５(4)　踏面は滑りにくい仕上げとし、段鼻には滑り止めを設けること。 | | | 適合・不適合 |  |
| ５(5)　段鼻は、突き出さないようにし、踏面及び蹴上げと識別しやすい色とすること。 | | | 適合・不適合 |  |
| ５(6)　蹴込板を設けること。 | | | 適合・不適合 |  |
| □ ４ 改札口 | | 改札口のうち１以上は、幅を90㎝以上にしなければならない。 | | | | cm |  |
| □　５ 階段 | | 階段は次に掲げるものでなければならない。 | | | | | |
|  | (1)　幅は、130cm以上とすること。 | | | cm |  |
| (2)　階段の両側には、７の項に定める構造の手すりを設けること。 | | | | |
|  |  | ［７の項に定める構造の手すり］ | | | |
| ７(1)　高さ75㎝以上85㎝以下のものと高さ65㎝のものとを併設すること。 | | 適合・不適合 |  |
| ７(2)　階段の踊場の手すりは、連続して設けること。 | | 適合・不適合 |  |
| ７(3)　握りやすい形状とすること。 | | 適合・不適合 |  |
| ７(4)　手すりは、階段及び段の始終端部から高齢者、障害者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。 | | 適合・不適合 |  |
| (3)　回り段を設けないこと。 | | | 適合・不適合 |  |
| (4)　踏面は滑りにくい仕上げとし、段鼻には滑り止めを設けること。 | | | 適合・不適合 |  |
| (5)　段鼻は、突き出さないようにし、踏面及び蹴上げと識別しやすい色とすること。 | | | 適合・不適合 |  |
|  | |  | (6)　蹴込板を設けること。 | | | 適合・不適合 |  |
| □　６ 傾斜路 | | 移動等円滑化された経路に傾斜路を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。 | | | | | |
|  | (1)　表面は、滑りにくい仕上げとすること。 | | | 適合・不適合 |  |
| (2)　幅は、140cm以上とすること。ただし、段に併設する場合は、100cm以上とすることができる。 | | | cm  併設する・しない |  |
| (3)　勾配は、12分の１以下とすること。 | | | １／ |  |
| (4)　高低差が75cmを超える傾斜路については、高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の平たんな部分を設けること。 | | | 高低差　　　cm  適合・不適合 |  |
| (5)　傾斜路の始終端部には、長さ150cm以上の平たんな部分を設けること。 | | | 適合・不適合 |  |
| (6)　傾斜路の両側には、側壁又は高さ５cm以上の立ち上がり部を設けること。 | | | 適合・不適合 |  |
| (7)　必要に応じ、７の項に定める構造の手すりを設けること。 | | | | |
|  | ［７の項に定める構造の手すり］ | | | |
| ７(1)　高さ75㎝以上85㎝以下のものと高さ65㎝のものとを併設すること。 | | 適合・不適合 |  |
| ７(2)　階段の踊場の手すりは、連続して設けること。 | | 適合・不適合 |  |
| ７(3)　握りやすい形状とすること。 | | 適合・不適合 |  |
| ７(4)　手すりは、階段及び段の始終端部から高齢者、障害者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。 | | 適合・不適合 |  |
| □　８ エレベーター | | (1)　エレベーターを設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。 | | | | | |
|  | ア　かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ80㎝以上とすること。 | | | cm |  |
| イ　かごの奥行きは135㎝以上とし、かごの幅は140㎝以上とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のものについては、この限りでない。 | | | 奥行き　　　cm |  |
| 幅　　　　cm |  |
| ウ　かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。 | | | 適合・不適合 |  |
| エ　かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。 | | | 適合・不適合 |  |
| オ　かご内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。 | | | 適合・不適合 |  |
| カ　かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。 | | | 適合・不適合 |  |
| キ　かご内及び乗降ロビーに設ける操作盤は、車いす使用者が利用しやすい位置に設け、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができるような構造とすること。 | | | 適合・不適合 |  |
| ク　かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。 | | | 適合・不適合 |  |
|  | |  | ケ　乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150㎝以上とすること。 | | | 適合・不適合 |  |
| コ　乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。 | | | 適合・不適合 |  |
| サ　かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。 | | | 適合・不適合 |  |
| (2)　移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの台数並びにかごの幅及び奥行きは、当該公共交通機関の施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。 | | | | 適合・不適合 |  |
| □　９ エスカレーター | | (1)　エスカレーターを設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。 | | | | | |
|  | ア　踏面及び床面は、滑りにくい仕上げとすること。 | | | 適合・不適合 |  |
| イ　緊急時に操作しやすい非常停止装置を分かりやすい位置に設けること。 | | | 適合・不適合 |  |
| ウ　くし板は、できるだけ薄くし、ステップ部分と区別しやすい色とすること。 | | | 適合・不適合 |  |
| エ　ステップは、縁部分を識別しやすいように色で縁取りすること。 | | | 適合・不適合 |  |
| オ　行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。 | | | 適合・不適合 |  |
| (2)　１の項(2)ただし書の場合に設けるエスカレーターは、次に掲げるものでなければならない。 | | | | | |
|  | ア　(1)に定める構造とすること。 | | | 適合・不適合 |  |
| イ　車いす乗用ステップ付きエスカレーターとすること。 | | | 適合・不適合 |  |
| ウ　エスカレーターを操作する者を呼び出すための装置を設けること。 | | | 適合・不適合 |  |
| エ　上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。 | | | 適合・不適合 |  |
| □ 10鉄道の駅のホーム | | 鉄道の駅のホームは、次に掲げるものでなければならない。 | | | | | |
|  | (1)　床面は、滑りにくい仕上げとすること。 | | | 適合・不適合 |  |
| (2)　ホームの両端には、転落防止のためのさくを設けること。 | | | 適合・不適合 |  |
| (3)　ホームと車両とのすき間及び段差は、可能な限り小さくすること。 | | | 適合・不適合 |  |
| (4)　ホーム上の設置物は、高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。 | | | 適合・不適合 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| □　11 バス停留所+ | バスターミナルのバス停留所は、次に掲げるものでなければならない。 | | | | | | |
|  | (1)　バスの行き先、運行系統、時刻表等の案内表示は、次に定める構造とすること。 | | | | | |
|  | ア　大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとすること。 | | 適合・不適合 | |  |
| イ　高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。 | | 適合・不適合 | |  |
| ウ　高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。 | | 適合・不適合 | |  |
| エ　照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。 | | 適合・不適合 | |  |
| オ　案内表示の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。 | | 適合・不適合 | |  |
| (2)　上屋及びベンチを設けなければならない。 | | | 適合・不適合 | |  |
| □ 12タクシー乗り場 | タクシー乗り場は、次に掲げるものでなければならない。 | | | | | | |
|  | (1)　タクシー乗り場と車道との境界部分の段差は、２㎝を標準とすること。 | | | 適合・不適合 | |  |
| (2)　すりつけこう配は、12分の１を標準とすること。 | | | 適合・不適合 | |  |
| (3)　上屋及びベンチを設けること。 | | | 適合・不適合 | |  |
| □　13 便所 | (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。 | | | | | | |
|  | ア　便所の出入口の幅は、80㎝以上とすること。 | | | |  |  |
| イ　便所の出入口に戸を設ける場合は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。 | | | | 適合・不適合 |  |
| ウ　(2)イに定める構造の便房以外に便房を設ける場合は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造の戸、腰掛便座及び手すりを有するものを１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）設けること。 | | | | 適合・不適合 |  |
| エ　床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 | | | | 適合・不適合 |  |
| オ　男子用小便器を設ける場合には、１以上は床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類するものとし、手すりを便器の前面及び両側に設けること。 | | | | 適合・不適合 |  |
| カ　洗面台を１以上（当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）設け、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。 | | | | 適合・不適合 |  |
| キ　便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所内部の主な構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。 | | | | 適合・不適合 |  |
| ク　便所は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 | | | | 適合・不適合 |  |
| (2)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上。ただし、構造上やむを得ないものについては、この限りでない。）は、次に掲げるものでなければならない。 | | | | | | |
|  | ア　便所及び便房の出入口及び床面には、段を設けないこと。ただし、６の項に定める構造の傾斜路と併設した床面については、この限りでない。 | | | | 段(高低差)  あり・なし |  |
|  | ［６の項に定める構造の傾斜路］ | | | | |
| ６(1)　表面は、滑りにくい仕上げとすること。 | | | 適合・不適合 |  |
| ６(2)　幅は、140cm以上とすること。ただし、段に併設する場合は、100cm以上とすることができる。 | | | cm  併設する・しない |  |
| ６(3)　勾配は、12分の１以下とすること。 | | | １／ |  |
| ６(4)　高低差が75cmを超える傾斜路については、高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の平たんな部分を設けること。 | | | 適合・不適合 |  |
| ６(5)　傾斜路の始終端部には、長さ150cm以上の平たんな部分を設けること。 | | | 適合・不適合 |  |
| ６(6)　傾斜路の両側には、側壁又は高さ５cm以上の立ち上がり部を設けること。 | | | 適合・不適合 |  |
| ６(7)　必要に応じ、７の項に定める構造の手すりを設けること。 | | | | |
|  | ［７の項に定める構造の手すり］ | | | |
| ７(1)　高さ75cm以上85cm以下のものと高さ65cmのものとを併設すること。 | | 適合・不適合 |  |
| ７(2)　傾斜路の平たんな部分の手すりは、連続して設けること。 | | 適合・不適合 |  |
| ７(3)　握りやすい形状とすること。 | | 適合・不適合 |  |
|  |  |  |  | ７(4)　手すりは、階段及び段並びに傾斜路の始終端部から高齢者、障害者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。 | | 適合・不適合 |  |
| イ　便所内に、車いす使用者が円滑に利用することができる次に掲げる構造の便房を１以上設けること。 | | | | | |
|  |  |  | (ア)　便房の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 | | cm | |  |
| (イ)　便房の出入口の戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。 | | 適合・不適合 | |  |
| (ウ)　当該便房の出入口の戸又はその付近には、車いす使用者が円滑に利用することができる旨を表示すること。 | | 適合・不適合 | |  |
| (エ)　車いす使用者が円滑に利用することができる床面積を確保すること。 | | 適合・不適合 | |  |
| (オ)　腰掛便座、手すり等を適切に配置すること。 | | 適合・不適合 | |  |
| (カ)　洗面台を１以上設け、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造とすること。 | | 適合・不適合 | |  |
| ウ　便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる次に掲げる構造の水洗器具を設けた便房を１以上設けること。 | | | | | |
|  | (ア)　専用の汚物流しその他水洗器具の利用に必要な設備を設けること。 | | 適合・不適合 | |  |
| (イ)　当該便房の出入口の戸又はその付近には、水洗器具を設けた便房である旨を表示すること。 | | 適合・不適合 | |  |
| (3)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上。ただし、構造上やむを得ないものについては、この限りでない。）は、次に掲げるものでなければならない。 | | | | | | |
|  | ア　便所内に、次に掲げる構造の便房を１以上設けること。 | | | | | |
|  | (ア)　乳幼児を座らせることができる設備を設けること。 | | 適合・不適合 | |  |
| (イ)　当該便房の出入口の戸又はその付近には、（ア）に規定する設備がある旨を表示すること。 | | 適合・不適合 | |  |
| イ　乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該便所の出入口の戸又はその付近には、当該設備がある旨を表示すること。 | | | 適合・不適合 | |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| □　14 案内表示 | (1)　公共交通機関の車両等の運行(運航を含む。)に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 | | | 適合・不適合 |  |
| (2)　エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備(以下この整備項目において「主要な設備」という。)又は(4)に定める構造の案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けなければならない。 | | | 適合・不適合 |  |
|  | (3)　公共用通路に直接通ずる出入口(鉄道の駅及び軌道の停留所にあっては、当該出入口又は改札口。以下この整備項目において同じ。)の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。 | | | 適合・不適合 |  |
|  | (4)　公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、主要な設備の配置を表示し、次に定める構造の案内板その他の設備を備えなければならない。ただし、主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 | | | | |
|  |  | ア　大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとすること。 | | 適合・不適合 |  |
|  |  | イ　高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。 | | 適合・不適合 |  |
| ウ　高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。 | | 適合・不適合 |  |
| エ　照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。 | | 適合・不適合 |  |
| オ　案内板その他の設備の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。 | | 適合・不適合 |  |
| □　15 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | (1)　視覚障害者誘導用ブロックの構造は、次に掲げるものでなければならない。 | | | | |
|  | ア　大きさは、縦横それぞれ30㎝又は40㎝とすること。 | | 適合・不適合 |  |
| イ　色は、原則として黄色とすること。 | | 適合・不適合 |  |
| ウ　材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、及び輝度の低下が少ない素材とすること。 | | 適合・不適合 |  |
| エ　形状は、次のとおりとすること。 | | | |
|  | (ア)　突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとすること。 | 適合・不適合 |  |
| (イ)　移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。 | 適合・不適合 |  |
| (ウ)　視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。 | 適合・不適合 |  |
| (2)　次に定める場所には、(1)に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設しなければならない。 | | | | |
|  | ア　出入口から主要な通路、エレベーター、券売機、出札口、改札口又は乗降場に至る連続した経路 | | 適合・不適合 |  |
| イ　階段、段及びエスカレーターの始終端部に近接した床面等の縦断こう配が急激に変化する場所 | | 適合・不適合 |  |
| ウ　鉄道の駅のホームの縁端及び両端 | | 適合・不適合 |  |
| エ　券売機、便所及び点字案内板の正面に至る経路 | | 適合・不適合 |  |
| オ　バス停留所及びタクシー乗り場の乗車口 | | 適合・不適合 |  |
| (3)　４の項に定める構造の改札口の１以上には、音により視覚障害者を誘導する装置を設けなければならない。 | | | 適合・不適合 |  |
| □16聴覚設備 | 主要な通路、乗降場及び出札口、案内所等のカウンターには、それぞれ１以上文字により情報を表示するための設備を設けなければならない。 | | | 適合・不適合 |  |
| □　17警報設備  及び避難誘導灯 | (1)　音響装置により火災を知らせる警報設備を設けなければならない。 | | | 適合・不適合 |  |
| (2)　屋外へ通ずる出入口には、点滅型誘導灯を設けなければならない。 | | | 適合・不適合 |  |
| □　18 附帯設備 | (1)　券売機を設ける場合は、１以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。 | | | | |
|  | ア　前面には、車いす使用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。 | | 適合・不適合 |  |
| イ　操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。 | | 適合・不適合 |  |
| ウ　操作ボタンは、点字による表示を行うこと。 | | 適合・不適合 |  |
| (2)　カウンター、記載台、公衆電話台等を設ける場合は、１以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、車いす使用者が利用しやすい高さ、幅及び奥行きを確保しなければならない。 | | | 適合・不適合 |  |
|  | (3)　水飲みを設ける場合は、１以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げ  るものでなければならない。 | | | | |
|  | ア　車いす使用者が利用しやすい高さとし、周囲には十分なスペースを確保すること。 | | 適合・不適合 |  |
| イ　水栓は、光感知式、ボタン式又はレバー式とすること。 | | 適合・不適合 |  |
|  | (4)　自動販売機等を設ける場合は、１以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。 | | | | |
|  | ア　前面には、車いす使用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。 | | 適合・不適合 |  |
| イ　操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。 | | 適合・不適合 |  |
| (5)　ベンチを設ける場合は、高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設け、両端に手すり又は大きめの肘掛けのあるものを２以上設けなければならない。 | | | 適合・不適合 |  |